

特別養護老人ホーム湖水苑

重要事項説明書

目 次

- 1 事業者
- 2 事業の理念と運営方針
- 3 施設の概要
- 4 職員体制
- 5 小規模生活単位による援助体制
- 6 施設サービスの概要
- 7 利用料金
- 8 身体拘束の禁止
- 9 協力医療機関
- 10 施設退所について
- 11 緊急時対応
- 12 非常災害対策
- 13 苦情、相談の受付
- 14 成年後見制度について
- 15 記録類の開示について
- 16 郵便物の開封について
- 17 福祉サービス第三者評価実施状況
- 18 事故発生時の対応

添付「サービス利用料に関する詳細」

添付「個人情報保護に関する同意書」

添付「栄養ケアマネジメントに関する同意書」

添付「成年後見制度について」

令和六年八月一日改訂

1. 事業者

事業者	社会福祉法人壽光会 理事長 石川 佳照		
	所在地	島根県出雲市湖陵町差海 318-1	
ご利用施設	特別養護老人ホーム 湖水苑（特別養護老人ホーム課） 施設長 遠藤 洋平		
	指定番号	島根 3271690061	
	開設年月日	平成 13 年 4 月 1 日	
	利用者定数	80 人	
利用施設にあわせて 実施する事業	グループホーム 湖水苑 管理者 佐々木 政俊		
	指定番号	島根 3290400690	
	開設年月日	平成 13 年 4 月 1 日	
	利用者定数	27 人	

2. 運営の理念等

運営理念	地域の人々との共生をめざし、利用者の方一人一人の人権を尊重しながら、皆が潤いのある豊かな暮らしが送られるよう日々努力し、福祉サービスや暮らしの環境が生き生きと創造されることをめざします。
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 小規模な生活単位で明るく楽しい家庭的な暮らしを送って頂きます。 2. 利用者の方の想いを尊重し、お互いに助け合いながら自立(自律を含む)に向けた暮らしを実現します。

3. 施設の概要

利用定員	80 名			
部屋の種類	部屋数		部屋数	
居室	個室(A棟)	20	個室(C棟)	20
	個室(B棟)	20	個室(D棟)	20
食堂	8	医務室	1	
多目的ホール	1	静養室	1	
機能訓練室	1			
浴室	個浴	4		
	機械浴	1		

4. 職員体制

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	施設長 (管理者)	事務長	事務員	生活 相談員	介護支援 専門員	介護 職員	看護 職員	作業療 法士	管理 栄養士	清掃員	警備員	医師	合計
常勤	1	1	4	3	1	43	4	1	2				60
非常勤						11	2			1	5	(2)	21
合計	1	1	4	3	1	54	6	1	2	1	5	(2)	81

《職員の勤務体制》

従業者の職種	勤務体制	勤務
施設長	・正規の勤務時間帯(8:30～17:30)常勤で勤務します。	月～金
事務長	・正規の勤務時間帯(8:30～17:30)常勤で勤務します。	月～金
生活相談員	・正規の勤務時間帯(8:30～17:30)常勤で勤務します。	月～金
介護支援専門員	・正規の勤務時間帯(8:30～17:30)常勤で勤務します。	月～金
介護職員	早勤 (7:00～16:00) 日勤 (8:00～17:00) 遅勤 (13:00～22:00) 夜勤 (22:00～7:00) ※ 上記以外にも生活に合わせ、勤務時間帯を調整することがあります。 ・昼間 (7:00～22:00)は、原則として1ユニットあたり1～3名の職員体制となります。 ・夜間 (22:00～7:00)は、原則として2ユニットあたり1名の職員体制となります。	
看護職員	日勤 (8:00～17:30) ・上記の時間帯に原則として2～3名体制で勤務します。 ・夜間については、オンコール体制で、緊急時に備えます。	
作業療法士	・正規の勤務時間帯(8:30～17:30)常勤で勤務します。	月～金
医師	・児玉医師 木曜日(毎週) 回診があります。 ・原医師 月曜日(第一、第二)回診があります。	
管理栄養士	・正規の勤務時間帯(8:30～17:30)常勤で勤務します。	月～金

5. 小規模単位(ユニット)と定員

	A1	A2	B1	B2	合計
小規模単位	10	10	10	10	80
(ユニット)	C1	C2	D1	D2	
定員	10	10	10	10	

- ・入浴等で勤務職員が手薄になった場合でも必ず1名が入居者の方と一緒に過ごして事故のないよう配慮します。
- ・職員は小規模単位(ユニット)に原則固定配置されます。

《主な職務内容は以下の通りです。》

① 施設長（管理者）1名(常勤職員1名)

管理者は、事業所の従業者の管理及び利用状況・業務の把握・その他の管理を一元的に行います。

② 生活相談員 3名(常勤兼務職員2名)

生活相談員は入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対しその相談に適切に応じるとともに、権利擁護の観点から必要な助言とその他の支援を行います。また利用の申込みに係る各種関係機関との調整、業務の実施状況の把握等を行います。

③ 看護職員 6名(常勤職員4名、非常勤職員2名)

看護職員は入居者の健康状態に注意しながら、医師の指示に基づき健康維持のための適切な措置を行います。また各種医療機関と連携を図り入居者の適切な健康管理が出来るように努めます。

④ 介護職員 54名(常勤職員43名、非常勤職員11名)

介護職員は、食事、入浴、排泄、整容、環境、関係、送迎等、その方の日常生活上、必要と思われる支援を各ケアプランに基づいた個別支援計画を作成し、中心となり実施、評価を行います。

⑤ 機能訓練指導員 1名(作業療法士1名)

機能訓練指導員は、入居者の心身の状況を踏まえ必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行います。

⑥ 管理栄養士 2名(常勤職員2名)

管理栄養士は、栄養並びに入居者の身体の状態及び嗜好を考慮した献立を作成します。また、入居者の栄養状態に合わせて、適切な栄養ケアが提供できるように栄養ケアマネジメントに基づいて、食事を提供します。

⑦ 調理員 10名

調理員は献立に基づく食事の提供並びに食器、調理器具及び食材の衛生的な管理等を行います。

⑧ 介護支援専門員 1名(常勤専従職員1名)

介護支援専門員は施設サービス計画の作成を行う中で、各種専門職の協働を促し、円滑なサービスの提供の確認と評価を行います。また、入所者の入居の事前調査、入退院、契約等、各種関係機関との連携を図ります。

⑨ 事務職員 5名(常勤職員5名)

事務職員は請求業務、経理、従業者の健康管理、設備備品の管理に係る事務等庶務全般を行います。

6. 施設サービスの概要

1. 日常生活援助の基本

- ・小規模生活単位(ユニット)では、特に日課を設けず、目安とする時間の中で入居者の能力とこれまでの生活様式及び生活習慣に沿って、食事、入浴、排泄介助等の生活援助を行います。
- ・小規模生活単位(ユニット)では、職員が固定されますので、ケアプランに沿って継続的なサービスが提供されます。

2. 食事の提供について

- ・ 専任の管理栄養士が栄養ケアマネジメントに基づき、入居者の体調、嗜好を考慮し、また季節、行事にも配慮した献立を工夫します。代替食や療養食についても嘱託医の指示に従い提供します。
- ・ 食事時間、食事内容、食事場所等は入居者一人ひとりのライフスタイルに合わせて提供し、可能な限り自律して食事ができるよう援助します。

3. 入浴について

- ・ 週2回以上、安全で楽しい個々に合った目的のある入浴ができるように配慮します。
- ・ 座位が取れない方にも介助方法を工夫して個別の浴槽を利用して頂き、状況に応じては機械浴槽を使用して安心して入浴することができます。
- ・ 体調には十分に考慮して清拭等の代替も用意致します。

4. 排泄について

- ・ 個々の心身の状況に応じた方法で、プライバシーを尊重して、清潔で衛生的な目的のある援助に努めます。

5. 日常生活上の行為について

- ・ 離床、着替え、整容等の日常生活行為については、個々に合った適切な方法により自律に向かって援助します。

6. 機能訓練について

- ・ 機能訓練指導員(作業療法士)、介護職員により、入居者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。また、小規模生活単位(ユニット)では個々に合った目的のある生活リハビリを独自に行ないます。

7. 口腔ケアについて

- ・ 起床時の洗面介助は勿論、特に食後の口腔内の衛生が確保できるようにします。

8. ベッド周りの清潔保持について

- ・ シーツ交換は週1回を一応の目安に行いますが、状況に応じ臨機応変に対応します。

9. 健康管理について

- ・ 日常的に健康状態の適確な把握するとともに、X線写真等による健康診断、インフルエンザ予防注射等により、心身の健康に配慮します。
- ・ 嘱託医の定期的な診察や協力病院等の協力を得て疾病の予防及び適切で速やかな治療を行ないます。

10. 趣味、教養娯楽について

- ・ 入居者の趣味や嗜好を知り、自律的な活動の機会を提供するよう努めます。また、行事についても個々のご希望に合わせて計画し、それぞれに楽しんでいただけるように努力します。

11. 家族等との交流について

- ・ 家族との交流機会をできるだけ確保するよう支援します。
- ・ 広報やお手紙等の手段により利用者の近況を随時でお知らせします。
- ・ 入居者はもちろん、職員と家族との交流の場もできるだけ確保するよう支援します。
- ・ 家族が遠方であり、宿泊施設が確保出来なかった、あるいは希望された場合には、共用空間にて宿泊されることが可能です。利用料金は、1泊2000円(利用料:1150円、食費(2食):夕食550円・朝食300円)で提供させていただきます。(入居者との同室利用で食費のみでの利用も可能です)利用の希望につきましては、必ず事前に連絡頂きます様、よろしくお願い致します。尚、苑の状況によってはご利用出来ない場合もありますのでご了承下さい。

12. 外出について

- ・入居者の希望に沿って、個々に合った目的のある外出の機会をできるだけ設けるよう努めます。

7. 利用料金

〔I〕 介護保険で提供されるサービス利用料金(1日あたり)

※ 別紙の通り

- ※ 入居者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入居者の負担額を変更します。
- ※ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には認定証に記載されている負担限度額とします。
- ※ この他に栄養ケアマネジメント加算等の諸加算につきましては必要に応じ負担頂きます。
- ※ オムツ代・洗濯はサービス費に含まれています。洗濯は、家庭用洗濯機を使用しますので、毛糸類など、縮みやすいものはご遠慮ください。クリーニングを希望される場合は、別途クリーニング代をご負担頂きます。

(1) 利用料金のお支払方法

1ヶ月毎に計算し(末日締め)、翌月の20日頃に請求書をお送りしますので、到着月の末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

(なお、1ヶ月未満の期間の利用料金は、利用日数に基づく金額です。)

<ul style="list-style-type: none"> ・口座引き落としによる支払方法 ・ゆうちょ銀行 10円 それ以外の金融機関は 55円 の手数料がかかります 	<ul style="list-style-type: none"> ・山陰合同銀行 → 請求書到着月の22日 ・島根県農業協同組合 → 請求書到着月の26日 ・島根中央信用金庫 → 請求書到着月の26日 ・ゆうちょ銀行 → 請求書到着月の26日
<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関窓口から当苑の口座宛の振込みによる支払方法 ・振込手数料はご負担いただきます 	<ul style="list-style-type: none"> ・振込先 ①山陰合同銀行 出雲支店 普通預金 3968999 ②山陰合同銀行 江南出張所 普通預金 2178464 ③島根県農業共同組合湖陵支店 普通預金 4087028 ・名義人 湖水苑 理事長 石川 佳照 ④島根中央信用金庫 出雲西支店 普通預金 0039893 ・名義人 社会福祉法人壽光会 理事長 石川 佳照 ⑤ゆうちょ銀行 一三九店 当座預金 0062770 ・名義人 フク)ジユコウカイ
<ul style="list-style-type: none"> ・当苑事務所窓口での現金支払 	<ul style="list-style-type: none"> ・土日祝日、及び12月29日～1月3日はご遠慮下さい。

〔Ⅱ〕介護保険外で提供されるサービス利用料金

・下記のサービスは入居者に全額ご負担いただきます。

・理・美容代	理容・美容師の出張サービスです。 3社から選択して頂き、依頼します。 毎月第4水曜日他 ご利用料金:カットのみ¥2,200 ~
・クラブ活動の材料代	クラブ活動等の費用は、原則、施設が負担します。ただし、ご本人の趣味による個人所有となる物品等については自己負担と致します。
・インフルエンザ予防接種料等	希望者のみ実費負担です。¥2,000
・特別な食事代	通常の献立とは別で希望されたお食事を提供させて頂いた場合があります。実費負担です。
・日常生活上必要となる諸経費	外出による入園料など、負担いただくのが適当な費用は実費をいただきます。

(1) 契約書第20条に定める所定の料金

・入居者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金(1日あたり)

利用者の 要介護度	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
料金(1割)	6,700円	7,400円	8,150円	8,860円	9,550円
(2割)	13,400円	14,800円	16,300円	17,720円	19,100円
(3割)	20,100円	22,200円	24,450円	26,580円	28,650円

8. 身体拘束の禁止

人権擁護の立場から原則として禁止しています。ただし、入居者自身や他の入居者の心身の安全のため適切な手段が得られない場合には、家族への説明と同意をもって実施することがあります。

9. 協力医療機関

・嘱託医	神西 児玉医院 院長 児玉啓介先生 湖陵 原医院 院長 原 博元先生 それぞれ月3~4回定期往診されます。
・協力病院	島根県立中央病院 出雲市民病院
・協力医院	えのもと歯科医院 いずも歯科クリニック 高垣皮膚科 大国眼科

10 施設退居について(契約の終了)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入居者に退所していただくこととなります。(契約書第14条)

- ① 入居者が死亡した場合
- ② 要介護認定により、入居者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
(平成27年4月1日以降に入居された入居者に関しては特例を除き、要介護1・要介護2となられた場合も含む)
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤ ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑥ 入居者又は、入居者の家族等から退所の申出があった場合(詳細は以下を参照ください)
- ⑦ 事業者からの退所の申出を行った場合(詳細は以下を参照ください)

(1) 入居者又は入居者の家族等からの退所の申出(中途解約・契約解除)(契約書第15条・第16条参照)

契約の有効期間であっても、入居者及び入居者の家族等から当施設からの退所を申出することができます。その場合には、退所を希望する日の7日までに事業者へ通知してください。但し、以下の場合には即時に契約を解約・解除し施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② 入居者が入院された場合。
- ③ 入居者の心身の状態の変化により、入居者又は入居者の家族等から他の施設・医療サービス事業所への移行、もしくは在宅復帰等、を希望された場合。
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により入居者及び入居者の家族等の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑦ 他の利用者が、入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つけるおそれがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(2) 事業者からの申出により退所していただく場合。(契約解除)(契約書第17条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① 入居者又は入居者の家族等が、契約締結時に入居者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行いその結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 契約者による、サービス利用料金の支払が6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらず支払われない場合。
- ③ 入居者又は入居者の家族等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ 入居者が連続して3ヶ月をこえて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。※
- ⑤ 入居者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。
- ⑥ 入居者の心身の状態について、嘱託医師を中心とした事業者が、事業所内での継続したサービスの提供が困難であると判断した場合。

※ 入居者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入居中に、医療機関への必要が生じた場合の対応は以下のとおりです

<p>入院中に発生する費用</p> <p>入院期間中は居室代金として1日2,000円を負担いただきます。</p>
<p>検査入院等・短期入院の場合</p> <p>1ヶ月につき、6日以内(連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊)の短期入院の場合は、退所後再び施設に入居することができます。但しその6日間は所定の利用料金を負担いただきます。</p>
<p>上記期間を超える入院の場合</p> <p>上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。</p>
<p>3ヶ月以内の退院が見込まれない場合</p> <p>3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、こちらから契約を解除する場合があります。その場合、事業者からの契約解除の申し出は、2週間前等の猶予を持って行ないます。</p>

入院において、入居者の心身の状態に関する、重要な話し合いの場(入院前の病状説明・入院中の中途説明・退院前の病状説明等)には、事業者を立ち合わせることを原則とします。

11. 緊急時対応

- ・ 日中は、看護師が嘱託医の指導の下で適切な緊急措置を行ないます。
- ・ 夜間は、夜勤介護職員と自宅待機看護師が嘱託医の指示を受けて行ないます。

12. 非常災害対応

- ・ 湖水苑防災計画及び消防計画を立て、防災避難・救出訓練を年2回定期に行うなど、非常災害に備えます。

13. 苦情・相談受付

当苑では、入居者及び入居者の家族等からの相談・苦情に迅速に対応できるよう担当職員に受付業務をさせていますので、遠慮なくご相談下さい

当苑窓口

全体・サービス料金等に関する相談	生活相談員	湯村 絹誉
サービスに関する相談	介護支援専門員	上原 春菜
食事等に関する相談	管理栄養士	松本 愛
苦情解決責任者	施設長	遠藤 洋平

また、下記の「苦情相談第三者委員」が2名、各行政の窓口などにも、遠慮なくご相談下さい。

第三者委員

氏名	住所	電話番号
神谷 哲男	出雲市湖陵町二部 1387	0853-43-1654
園山 正枝	出雲市湖陵町大池 2214-18	0853-43-3620

市町村相談窓口

氏名	住所	電話番号
出雲市役所 高齢者福祉課	出雲市今市町 70 番地	0853-21-6972
湖陵行政センター 市民サービス課	出雲市湖陵町二部1320	0853-43-1212
島根県国保連合会	松江市学園一丁目7番14号	0852-21-2811

14. 成年後見制度の利用

当苑では契約者等の状況に合わせて成年後見制度の利用を推進しており、必要に応じて担当者による支援を行います。

15. 記録類の開示について

入所者本人及び契約者等から記録類の開示を求められた際には、当苑の定めた適切な手順に則り応じます。

16. 郵便物の開封について

公的な機関からの郵便物につきましては、諸手続きの関係で一旦封を開けさせて頂き、中身を確認し、当苑で代理申請可能なものにつきましてはこちらで手続き等適切な対応をさせて頂きます。

また、家族による手続きが必要な書類に関しましては、家族に転送致しますので、手続き等ご協力のほどよろしくお願い致します。

17. 福祉サービス第三者評価実施状況

項目	内容
(1)実施の有無	無
(2)実施年月日(直近実施日)	令和 年 月 日
(3)実施した評価機関	
(4)評価結果の開示状況	

18. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

私は、本書面に基づいて湖水苑の職員（職名 _____ 氏名 _____ 印）
から、上記の重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

契約者氏名 _____

契約者家族 住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____

栄養ケアマネジメントについて

特別養護老人ホーム 湖水苑

平成17年10月からの国の方針等により、栄養管理について、入居者一人ひとりにあつた今まで以上の健康管理を進めていくよう指導があり、この件に関し当施設も積極的に導入いたしております。何卒ご理解、ご支援を承りますようお願い申し上げます。なお、計画書の内容について、ご不明な点等ございましたら、介護支援専門員もしくは、管理栄養士へお尋ねください。

* 栄養ケアマネジメントの目的

入居者皆様方の低栄養改善、個々人の身体、疾病状況に対応した食事を提供、栄養状況の管理、評価を行うことにより、生活の質の向上(QOL)を量ることを目的とします。

* 施設における食事や栄養管理については、次のような取り組みを進めていきます。

- ・ 入居者一人ひとりの健康、栄養状態を血液検査や体重測定などによりチェック
(低栄養状態になっていないか、嚥下機能(=飲み込む力)はどうかなど)
- ・ 入居者一人ひとりの健康、栄養状態に基づいて、個別の計算を作成
(低栄養状態の予防・改善のための食事、摂食・嚥下機能に応じた食形態)
- ・ 定期的な見直しと統一した食事サービスの提供が可能となります。
- ・ 入居者一人ひとりの嗜好をより明確にして、より個別の要望に合った食事サービスの提供が可能になります。

* 入居者個々の身体状況に合わせて加算を頂きます。いずれも保険給付の対象となりますので1~3割分が利用者の自己負担となります。(下記値段は1割の方となっております)

- ・ 「口からのお食事を楽しむ」ことができるようにしていくための「経口移行加算」(胃ロウ・鼻腔等の経管摂取から経口での摂取への移行)は入所者や家族の要望や医師の指示により行います。(28円/日)
- ・ また、出来る限り「口からのお食事を楽しむ」ことを続けていくための「経口維持加算」も入所者や家族の要望や指示により行います。(500円/月)
- ・ 入居者の身体状況に合わせて特別な食事を提供する「療養食加算」は、医師の発行する特別な食事箋に基づき、糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・腎臓病食・高脂血症食・高カロリー栄養食・通風および特別な検査食等の提供を行います。(6円/回)

問い合わせ 特別養護老人ホーム湖水苑

担当 介護支援専門員 上原 春菜
管理栄養士 松本 愛

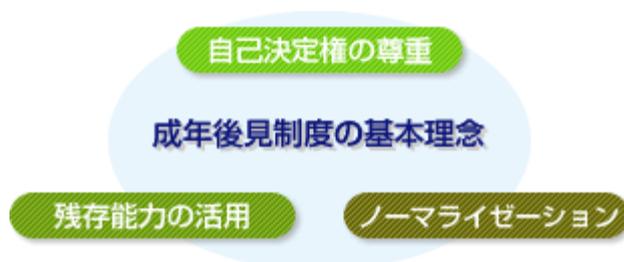
成年後見制度とは？

特別養護老人ホーム 湖水苑

成年後見制度は精神上の障害(知的障害、精神障害、認知症など)により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。

たとえば、一人暮らしの老人が悪質な訪問販売員に騙されて高額な商品を買わされてしまうなどといったことを最近よく耳にしますが、こういった場合も成年後見制度を上手に利用することによって被害を防ぐことができる場合があります。

また、成年後見制度は精神上の障害により判断能力が十分でない方の保護を図りつつ自己決定権の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション(障害のある人も家庭や地域で通常の生活をする事ができるような社会を作るという理念)の理念をその趣旨としています。よって、仮に成年後見人が選任されてもスーパーでお肉やお魚を買ったり、お店で洋服や靴を買ったりするような日常生活に必要な範囲の行為は本人が自由にすることができます。



成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度からなり、法定後見制度はさらに後見、保佐、補助の3つに分けることができます。任意後見制度は本人の判断能力が衰える前から利用できますが、法定後見は判断能力が衰えた後でないと利用できません。

成年後見制度	
法定後見	任意後見
後見 / 保佐 / 補助 ※判断能力が衰えた後	※判断能力が衰える前

後見人制度について

法定後見制度は、後見、保佐、補助の3つに分かれ、本人の精神上の障害の程度によって区別されます。ここでは、それぞれの特色についてもう少し詳しく見ていきましょう。

【後見】ほとんど判断出来ない人を対象としています。

精神上の障害(知的障害、精神障害、認知症など)によって判断能力を欠く常況にある者を保護します。大体、常に自分で判断して法律行為をすることはできないという場合です。

家庭裁判所は本人のために成年後見人を選任し、成年後見人は本人の財産に関するすべての法律行為を本人に代わって行うことができます。また、成年後見人または本人は、本人が自ら行った法律行為に関しては日常行為に関するものを除いて取り消すことができます。

【保佐】 判断能力が著しく不十分な人を対象としています。

精神上の障害(知的障害、精神障害、認知症など)によって判断能力が特に不十分な者を保護します。簡単なことであれば自分で判断できるが、法律で定められた一定の重要な事項 については援助してもらわないとできないという場合です。

家庭裁判所は本人のために保佐人を選任し、さらに、保佐人に対して当事者が申し立てた特定の法律行為について代理権を与えることができます。また、保佐人または本人は本人が自ら行った重要な法律行為に関しては取り消すことができます。

【補助】 判断能力が不十分な人を対象としています。

精神上の障害(知的障害、精神障害、認知症など)によって判断能力が不十分な者を保護します。大体のことは自分で判断できるが、難しい事項については援助してもらわないとできないという場合です。

家庭裁判所は本人のために補助人を選任し、補助人には当事者が申し立てた特定の法律行為について代理権または同意権(取消権)を与えることができます。

任意後見人制度について

任意後見制度は本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が不十分になったときの後見事務の内容と後見する人(任意後見人といいます)を、自ら事前の契約によって決めておく制度です(公正証書を作成します)。なお、任意後見制度での家庭裁判所の関与は、本人があらかじめ選任しておいた任意後見人を家庭裁判所が選任した任意後見監督人を通じて監督するにとどまります。

もう少し分かりやすく言いますと、今は元気でなんでも自分で決められるけど、将来は認知症になってしまうかも・・・という不安を感じている方が、将来を見越して事前に公証人役場で任意後見契約を結んでおき、認知症かなと思った時に家庭裁判所に申し立てをして任意後見監督人の選任をしてもらおうといったものです(任意後見監督人は本人が選んだ任意後見人がきちんと仕事をしているかチェックします)。

なお、任意後見契約においては任意後見人を誰にするか、どこまでの後見事務を委任するかは話し合いで自由に決めることができます。ただし、一身専属的な権利(たとえば、結婚、離婚、養子縁組など)については任意後見契約に盛り込むことはできません。

湖水苑では担当者を設置して、この成年後見制度ご利用の支援を行っています。

湖水苑における成年後見制度の利用について

現時点で起こりうるケースと致しましては

- ① 本人に身寄りが無くなり、市町村長の申し立てによる法定後見人制度の利用
- ② 入所前から法定後見人制度を利用
- ③ 家族の希望による法定後見人制度の利用
- ④ 本人の希望による法定後見人制度の利用
- ⑤ 入所前から任意後見人制度を利用

⑥ 家族の希望による任意後見人制度の利用

⑦ 本人の希望による任意後見人制度の利用

などが考えられます。

費用について

1. 申し立てについて

●収入印紙 600円

●登記印紙 4000円（任意後見監督人選任申立は2000円）

●郵便切手 2300円程度

●その他に戸籍謄本、戸籍付票（住民票）、登記事項証明書、診断書を取り寄せる費用等（5000円から10000円程度）

●鑑定が必要な場合には鑑定費用（通常は5万円、事情によっては若干の増額があります。）

2. 後見が開始されてからの費用

● 後見に必要な実費。たとえば、財産管理に関わる費用、福祉サービスを受ける費用

● 後見人の報酬。どのようなことをしたか等の諸事情を考慮して裁判所が決めます。

通常は1ヶ月、5000円から50000円程度の間で適当な額が決められるようです。

問い合わせ先について

ご利用のお問い合わせは下記の連絡先までよろしく御願ひ致します。

1. 特別養護老人ホーム 湖水苑

出雲市湖陵町差海 318-1 湖水苑内

TEL 0853-43-8955

介護支援専門員 上原 春菜

2. 出雲成年後見センター事務局

出雲市今市町 36-9

TEL 0853-22-8097

司法書士 成瀬 達郎

3. 出雲市役所 高齢者福祉課

出雲市今市町 109-1

TEL 0853-21-2211